

## (作成例)

### 旅館業、公衆浴場業の自主管理の手引書

営業者氏名（法人の名称）

株式会社〇〇〇

手引書に様式の指定はありません。  
この作成例を参考に、各施設で作成  
してください。

営業所名称

かながわの湯

営業所所在地

足柄下郡△△町〇〇1234-5

作成年月日

令和元年5月10日

手引書を作成した年月日を記入。

レジオネラ菌が検出されるなど、管理方法を見直す必要が  
生じた際には改訂を行う。

手引書の内容の確認欄

施設長	神奈川 太郎
衛生管理責任者	神奈川 一郎
清掃責任者	神奈川 二郎
設備責任者	神奈川 三郎

一人が全てを兼務してもかまいません。  
誰が責任をもって管理するかを定めましょう。

## 申請時に添付する「構造設備についての調査票」と同じ

内容のため、その写しで代用しても構いません。

## 1. 構造設備の概要

洗面用水（ <input checked="" type="checkbox"/> 水道水 · <input type="checkbox"/> 井戸水 · <input type="checkbox"/> 湧水） → 直結 · <input checked="" type="checkbox"/> 受水槽（有効容量 <u>25</u> m <sup>3</sup> ）	
浴槽に使用する水の種類（ <input checked="" type="checkbox"/> 水道水 · <input type="checkbox"/> 井戸水 · <input type="checkbox"/> 湧水 · <input checked="" type="checkbox"/> 温泉） → 温泉 <u>1</u> 種類	
浴槽に使用する循環していない湯を貯留する貯湯槽（ <input checked="" type="checkbox"/> 有 · <input type="checkbox"/> 無） → <input checked="" type="checkbox"/> 原湯 · <input type="checkbox"/> 上がり用湯	
有の 場合	<input type="checkbox"/> (1) 全ての箇所において 60°C以上を保持する加温装置（ <input checked="" type="checkbox"/> 有 · <input type="checkbox"/> 無）
	<input type="checkbox"/> 貯湯槽に温度計の設置（ <input checked="" type="checkbox"/> 有 · <input type="checkbox"/> 無）
	<input type="checkbox"/> (2) 貯湯槽内の湯水の消毒設備（ <input checked="" type="checkbox"/> 有 · <input type="checkbox"/> 無）
	<input checked="" type="checkbox"/> 完全に排水できる構造である
<input checked="" type="checkbox"/> 新鮮湯水は、循環配管等（昇温装置含む）に接続せず、湯面より上から落とし込む構造である	
<input checked="" type="checkbox"/> 浴槽水は、十分にろ過した湯水又は原湯を使用する	
分湯マスや調節箱（ <input checked="" type="checkbox"/> 有 · <input type="checkbox"/> 無）	
<p>有の場合 清掃等の管理は（<input checked="" type="checkbox"/> 施設 · 温泉供給元（<input type="checkbox"/> ））</p> <p>ろ過器（<input checked="" type="checkbox"/> 有 · <input type="checkbox"/> 無）</p>	
有の 場合	<input checked="" type="checkbox"/> ろ過器の 1 時間当たりのろ過能力は、浴槽の容量より大きい
	<input checked="" type="checkbox"/> ろ過器は十分な逆洗浄ができる・・・ろ材（ <input checked="" type="checkbox"/> 砂 · <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> ））
	<input checked="" type="checkbox"/> 集毛器（ヘアキャッチャー、HC）はろ過器の前に設置されている
	<input checked="" type="checkbox"/> 塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、集毛器の後、ろ過器の直前に設置されている
	<input checked="" type="checkbox"/> 完全に排水できる構造である
浴槽水の循環配管（ <input checked="" type="checkbox"/> 有（ろ過器・昇温装置・その他 <input type="checkbox"/> ） · <input type="checkbox"/> 無）	
有の 場合	<input checked="" type="checkbox"/> 循環水の補給口の位置は、浴槽の底部に近い部分にある
	<input checked="" type="checkbox"/> 完全に排水できる構造である
	<input checked="" type="checkbox"/> 定期的に清掃、洗浄又は消毒を行える構造である
水位計（ <input checked="" type="checkbox"/> 有（配管式・センサー式） · <input type="checkbox"/> 無）	
配管式 有	<input checked="" type="checkbox"/> 定期的に生物膜を除去できる構造である
オーバーフロー回収槽（ <input checked="" type="checkbox"/> 有 · <input type="checkbox"/> 無）	
有の 場合	<input type="checkbox"/> 6面点検が可能であり、容易に清掃が出来る構造である
	<input type="checkbox"/> 浴槽水とは別に消毒する設備がある
	<input type="checkbox"/> オーバーフロー環水管を直接ろ過循環の配管に接続していない
	<input type="checkbox"/> 床排水が流入しない構造である
打たせ湯（ <input checked="" type="checkbox"/> 有 · <input type="checkbox"/> 無）	<input type="checkbox"/> 循環湯を使用していない
シャワー（ <input checked="" type="checkbox"/> 有 · <input type="checkbox"/> 無）	<input checked="" type="checkbox"/> 循環湯を使用していない
気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の水粒を発生させる設備（ <input checked="" type="checkbox"/> 有 · <input type="checkbox"/> 無）	
有の 場合	<input checked="" type="checkbox"/> 空気取入口から土ぼこりや浴槽水が入らない構造である
	<input checked="" type="checkbox"/> 連日使用している浴槽水を用いる構造でない（ろ過器が接続されている浴槽でない）
	<input checked="" type="checkbox"/> 点検、清掃、排水が容易に行える構造である
露天風呂と内湯の有無（ <input checked="" type="checkbox"/> 両方有 · <input type="checkbox"/> 内湯のみ · <input type="checkbox"/> 露天風呂のみ）	
有の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 露天風呂の湯が内湯に混じる構造がない

浴槽の名称	ろ過器の有無	容量	ろ過器の処理能力	昇温循環の有無	浴槽水の消毒方法	浴槽使用水	備考
露天風呂 (男女入替)	有・無	2.0 m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup> /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他( )	気泡発生装置
男子内湯	有・無	4.2 m <sup>3</sup>	5.0 m <sup>3</sup> /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他( )	
女子内湯	有・無	8.2 m <sup>3</sup>	10.6 m <sup>3</sup> /1h	有・無 HC 有・無	ろ過循環系統に付属する昇温装置は記載不要(「無」に○をつける)		
貸切風呂 (内湯)	有・無	1.2 m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup> /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他( )	客毎換水

浴槽の縦×横×深さから、浴槽内のお湯の容量を計算する。例：1.2m×2.0m×0.5m = 1.2 m<sup>3</sup>  
※ 1 m<sup>3</sup>(立方メートル) = 1 立米(リューベイ) = 1,000ℓ(リットル) = 1m(メートル) × 1m × 1m ≈ 1 t(トン)

	有・無	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup> /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他( )	
	有・無	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup> /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他( )	
	有・無	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup> /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他( )	
	有・無	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup> /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他( )	
	有・無	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup> /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他( )	
	有・無	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup> /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他( )	
	有・無	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup> /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他( )	
	有・無	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup> /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他( )	
	有・無	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup> /1h	有・無 HC 有・無	塩素系 消毒なし	水道水・温泉 その他( )	

## 2. 浴槽水の水質検査

浴槽水を循環させることなく客ごとに換水する浴槽は、  
水質検査を実施する義務はありません。

### ① 実施頻度

**年に1回**

全ての浴槽ごとに、最も汚れていると思われる  
タイミングで採水してください。

### ② サンプリングの場所等の注意事項

サンプリングする日	<b>毎年〇月</b>
サンプリングする水	<b>全ての浴槽ごとに、浴槽内の湯を採取する</b>
サンプリングの時間	<b>営業時間終了後、湯抜き直前の湯を採取する</b>
サンプリング場所	<b>浴槽内の流れが滞留しやすい場所で採取する</b>

### ③ 検査項目等

	検査項目	水質基準	検査方法
1	濁度	5度以下であること。	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
2	有機物（全有機炭素の量、TOC） ※塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒している場合は、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	1リットル中3ミリグラム以下であること。 ※有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）の場合は、1リットル中25ミリグラム以下であること。	全有機炭素計測定法 ※有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）の場合は、滴定法
3	大腸菌群	1ミリリットル中に1個以下であること。	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）第6条に規定する方法
4	レジオネラ属菌	検出されない(100ミリリットル中に10cfu未満をいう。)こと。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

### ④ 検査機関

所在地： ○○県××市□□12-5

名称： △△水質検査センター

電話番号： 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

上記4項目を検査できるところであれば  
どこでもかまいません。

### 3. 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質検査

検査を実施する必要があるか分からぬ場合は、  
保健福祉事務所までお問い合わせください。

#### ① 実施頻度

浴槽水が水質基準に適合しなかったとき

浴槽等の構造変更があったとき

浴槽に使用する原水(温泉・井戸水等)に変更があった場合

入浴する前のきれいなお湯を検査するため、  
吐水口から採水してください。

#### ② サンプリング場所

吐水口から浴槽に落ちる前の湯水

洗い場の湯栓又は水栓から出た湯水

#### ③ 検査項目等

	検査項目	水質基準	検査方法
1	色度	5度以下であること。	比色法又は透過光測定法
2	濁度	2度以下であること。	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
3	pH	5.8以上8.6以下であること。	ガラス電極法又は比色法
4	有機物（全有機炭素の量、TOC） ※塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒している場合は、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	1リットル中3ミリグラム以下であること。 ※有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）の場合は、1リットル中25ミリグラム以下であること。	全有機炭素計測定法 ※有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）の場合は、滴定法
5	大腸菌	検出されないこと。	特定酵素基質培地法
6	レジオネラ属菌	検出されない（100ミリリットル中に10cfu未満をいう。）こと。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

#### ④ 検査機関

所在地： ○○県△△市×××

精度管理を行っている検査機関に  
依頼してください。

名称： ○○県水質検査センター

電話番号： ○○○○-○○-○○○○

#### 4. 浴槽の日常清掃

##### 【ろ過器のある浴槽（男女内湯）】

7日に1回、浴槽水を完全に排水し、〇〇洗剤を用い浴槽全体をブラシで洗浄する。

岩の隙間等、ブラシが届かない箇所は高圧洗浄にて洗浄を行う。

その後△△塩素剤を浴槽全体に散布し、30分間程度放置した後、全体を洗い流す。

##### 【ろ過器のない浴槽（貸切露天）】

毎日、浴槽水を完全に排水し、□□洗剤を用い浴槽全体をスポンジで洗浄する。

その後△△塩素剤を浴槽全体に散布し、30分間程度放置した後、全体を洗い流す。

- ・浴槽ごとに、完全に換水して行う清掃の頻度と、その方法を記入

- ・形状や素材等を考慮し、浴槽ごとに適した清掃方法を具体的に記入する。

#### 5. ろ過器の管理

ろ過器①：1日1回、自動設定にて逆洗浄を行い、機械が正常に作動していることを確認する。

ろ過器②：7日に1回、手動で逆洗浄を行う（レバーを「逆洗浄」にあわせ、30分間放置したあと元に戻す）。

逆洗浄の頻度と、その方法を記入

#### 6. 循環配管（追い炊き含む）の消毒

7日に1回、浴槽水を交換する際に以下の手順で行う。

(1)ろ過器の逆洗浄を行う。

(2)浴槽水を排水し、水位を底から□cmまで下げる。

(3)残った浴槽水に△△塩素剤（濃度□%）を〇ml入れる。

(4)ろ過循環（又は追い炊き）を3時間行う。

(5)お湯を完全に排出する。

(6)4の方法で浴槽内の清掃を行う。

(7)新しい湯を補給し、しばらく循環させる。

- ・配管消毒の頻度と、その方法を記入
- ・(2)は、循環ができる程度まで水位を下げる。
- ・(3)は、塩素濃度が5～10mg/Lになるように、具体的な数値を記入する。

#### 7. 集毛器（ヘアキャッチャー）の清掃・消毒について

毎日、集毛器を外して中のゴミを取り除き、洗剤とスポンジで洗浄した後、△△塩素剤で拭き消毒する。

清掃頻度と、その方法を記入

#### 8. 水位計配管の消毒

##### 【循環可能な水位計配管】

7日に1回、配管内をブラシで洗浄した後、配管内に高濃度塩素水を流し込み、3時間循環させる。

##### 【循環不可能な水位計配管】

7日に1回、配管内をブラシで洗浄した後、配管内に□□洗浄剤を入れ、〇分おいた後に水道水で流す。

#### 9. 気泡発生装置等の清掃・消毒

7日に1回、浴槽水を交換する際に以下の手順で行う。

(1)気泡板を外して内部を洗浄する。

(2)水位が底から□cmになるまで湯を張り、△△塩素剤（濃度□%）を〇ml入れる。

(3)装置の運転・停止を30秒ごとに5回繰り返した後、3時間放置する。

(4)装置の運転・停止を30秒ごとに5回繰り返した後、4の方法で浴槽内の清掃を行う。

#### 10. 浴槽水の消毒設備の管理方法、消毒状況の確認方法

##### 【ろ過器】

毎日、薬液ポンプが正常に作動し、薬液の注入が行われていることを確認する。

また、塩素タンク内の薬剤が少なくなっていたら追加する。

##### 【ろ過器のない浴槽（貸切露天）】

毎日、清掃後（12時）と夜（21時）に、塩素△△塩素剤（濃度□%）を〇ml入れる。

##### 【各浴槽】

浴槽水の遊離残留塩素の測定を1日3回（15時・19時・23時）行い、全てで0.4mg/L以上であることを確認する。

下回っていた場合は、塩素△△塩素剤（濃度□%）を入れ、再度遊離残留塩素を測定し、0.4mg/L以上であることを確認する。

消毒設備の管理方法（又は塩素を手動で添加する方法）や、消毒状況を確認する方法について記入

## 1 1 . 沐槽水を塩素系薬剤で消毒しない場合の他の適切な衛生措置

### 【検証前の浴槽（貸切風呂①）】

次のスケジュールで水質検査を実施する。

1年目：〇〇年1月（冬）4項目検査

10月（秋）レジオネラ属菌検査

2年目：〇〇年1月 4項目検査

7月（夏）レジオネラ属菌検査

3年目：〇〇年1月 4項目検査

4月（春）レジオネラ属菌検査

以上の検査で全てレジオネラ属菌検査陰性を確認できた場合、以降は毎年1月の4項目の水質検査を行う。

いずれかの検査結果でレジオネラ属菌が検出された場合は、管理方法の見直しを行い、再度同様のスケジュールで季節ごとの水質検査を行う。

利用客が多い時期や季節変動を考慮した頻度で検査を行う。  
※検査頻度は、それぞれの施設の状況に応じて検討する。

### 【検証が完了した浴槽（貸切風呂②）】

次のスケジュールで水質検査を実施し、全てレジオネラ属菌検査陰性を確認した。

（採水日）20〇〇. 1. 12（4項目）、20〇〇. 4. 15、20〇〇. 7. 15、20〇〇. 10. 15、20〇△. 1. 12（4項目）

今後は、水質検査結果が不適であった場合や、設備や清掃手順を変更した場合には、再度、検証を実施する。

## 1 2 . 浴槽、循環配管、水位計配管、気泡発生装置等の定期清掃

1年に2回、すべての浴槽において、□□業者に依頼して浴槽全体と配管内を過酸化水素にて洗浄する。

その後、6の方法で循環配管の消毒を、7の方法で集毛器の清掃・消毒を、8の方法で水位計配管の消毒を、9の方法で気泡発生装置の清掃を行う。

4～9に記入した日々の清掃や消毒以外に、大掃除などをする場合はその方法を記入

## 1 3 . 貯湯槽の清掃・消毒

・毎日、営業時間前に貯湯槽の温度計を確認し、60°Cを下回っている場合は貯湯槽内に塩素剤を注入する。

・1年に1回（毎年6月）、△△清掃業者に依頼し、貯湯槽の清掃を行う。

貯湯槽の管理方法、清掃頻度とその方法を記入  
※飲用の貯湯槽ではなく、浴槽用・シャワー用のお湯を貯めている貯湯槽（温泉タンク、ストレージタンク）について記入する。

## 1 4 . 調節箱の清掃

1年に1回（毎年6月）、分湯栓をブラシ及び洗剤にて清掃し、必要に応じて塩素剤で消毒する。

## 1 5 . オーバーフロー回収槽の湯水の消毒設備の管理方法

（オーバーフロー回収槽がある場合のみ記載）

オーバーフロー回収槽について記入

※オーバーフロー回収槽は厳重な管理が必要です。不明な点は保健福祉事務所にご相談ください。

## 1 6 . オーバーフロー回収槽の清掃・消毒

（オーバーフロー回収槽がある場合のみ記載）

1～16以外に、浴室の管理に必要と思われる事項があれば記入

## 1 7 . その他の必要な事項

- 打たせ湯、気泡発生装置は、それぞれの浴槽水の水質検査でレジオネラが検出されたら、ただちに使用を中止し、清掃・消毒を行う。  
その後、再検査で陰性を確認するまで使用しない。
- 洗い桶は、毎日水で洗い流して乾燥させる
- 脱衣所のマットは、毎日交換する